農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の改正について (平成 15 年農林水産省・環境省令第5号)

1 経緯

農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「法」という。)では、農薬の登録制度を設けることにより、効果があり、人の健康や環境に対して安全と認められたものだけを農薬として登録し、製造・販売・使用できるようにするとともに、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)」により、農薬の安全かつ適正な使用を確保しているところである。

今般、農薬取締法の一部を改正する法律(平成30年法律第53号)第2条の規定が2020年4月1日に施行されることに伴い、本省令を見直すに当たり、法第39条第3項の規定に基づき農業資材審議会の意見を伺う。

2 改正のポイント

(1)農薬使用者の責務(第1条)

2020年4月1日から、農薬の動植物への影響評価の対象が、従来の水産動植物から、陸域を含む生活環境動植物(その生息又は生育に支障を生ずる場合には人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。)に拡大されることから、「水産動植物」を「生活環境動植物」と改める。

また、新たに「被害防止方法」に関する審査を導入することに伴い、 人畜に「被害を生じない」ようにする旨を規定する。

(2)表示事項の遵守(第2条)

使用上の注意事項等のほか、「使用に際して講ずべき被害防止方法」についても、表示事項を遵守し、農薬を安全かつ適正に使用するよう努めなければならない旨を明確化する。

3 今後の予定

- 厚生労働大臣への意見聴取
- ・ パブリックコメントを経て本省令を改正し、2020年4月1日から適用。

(参考) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)(抄)

(農薬の使用の規制)

- 第25条 農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産省令・環境省令で、現に第3条第1項又は第34条第1項の登録を受けている農薬その他の農林水産省令・環境省令で定める農薬について、その種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。
- 2 農林水産大臣及び環境大臣は、必要があると認められる場合には、前項の基準を変更することができる。
- 3 (略)

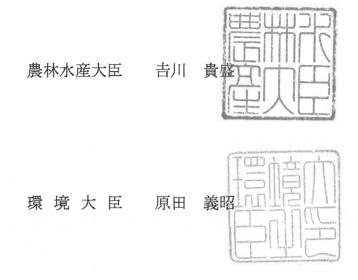
(農業資材審議会)

第39条 (略)

- 2 (略)
- 3 農林水産大臣及び環境大臣は、第3条第1項の規定により特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするとき、又は第25条第1項の農林水産省令・環境省令を制定し、若しくは改廃しようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

3 0 消安第 5 9 8 3 号 環水大土発第 1903132 号 平成 3 1 年 3 月 1 3 日

農業資材審議会長 茶 園 成 樹 殿



農薬を使用する者が遵守すべき基準の変更に係る意見聴取について (諮問)

農薬取締法の一部を改正する法律(平成30年法律第53号)第2条の規定の施行に伴い、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)の一部を別紙のとおり改めることについて、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第39条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を伺う。

平成31年3月18日時点

			$\overline{}$
い。 (表示事項の遵守) (表示事項の遵守)	大 (略) (農薬使用者の責務) (農薬使用者の責務) 「農薬使用者の責務) 「農薬使用者の責務) 「農薬使用者の責務) 「農薬使用者の責務) 「農薬使用者の責務) 「農薬使用者の責務)	改正案	〇 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成十五年農
なければならない。 号に掲げる事項に従って農薬を安全かつ適正に使用するよう努め号に掲げる事項に従って農薬を安全かつ適正に使用するよう努め第二条 (略) (表示事項の遵守)	大 (略)	現	、 境 省 () () () () () () () () () (

○農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

(平成十五年農林水産省・環境省令第五号)

(最終改正:平成三○年一一月三○日)

農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第十二条第一項の規定に基づき、農薬を使用する者 が遵守すべき基準を定める省令を次のように定める。

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

(農薬使用者の責務)

- 第一条 農薬を使用する者(以下「農薬使用者」という。)は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。
 - 一 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
 - 二人畜に危険を及ぼさないようにすること。
 - 三 農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにすること。
 - 四 農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにすること。
 - 五 水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。
 - 六 公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する公共用水域をいう。)の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水(その汚濁により汚染される水産動植物を含む。)の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

(表示事項の遵守)

- 第二条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等(以下「食用農作物等」という。) に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。
 - 一 適用農作物等の範囲に含まれない食用農作物等に当該農薬を使用しないこと。
 - 二 付録の算式によって算出される量を超えて当該農薬を使用しないこと。
 - 三 農薬取締法施行規則(昭和二十六年農林省令第二十一号。以下「規則」という。)第十四条 第二項第二号に規定する希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。
 - 四 規則第十四条第二項第三号に規定する使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。
 - 五 規則第十四条第二項第四号に規定する生育期間において、次のイ又は口に掲げる回数を超えて農薬を使用しないこと。
 - イ 種苗法施行規則(平成十年農林水産省令第八十三号)第二十三条第三項第一号に規定する 使用した農薬中に含有する有効成分の種類ごとの使用回数の表示のある種苗を食用農作物 等の生産に用いる場合には、規則第十四条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類 ごとの総使用回数から当該表示された使用回数を控除した回数
 - ロ イの場合以外の場合には、規則第十四条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類 ごとの総使用回数
- 2 農薬使用者は、農薬取締法第十六条第四号、第九号及び第十一号に掲げる事項に従って農薬を

安全かつ適正に使用するよう努めなければならない。

(くん蒸による農薬の使用)

- 第三条 農薬使用者(自ら栽培する農作物等にくん蒸により農薬を使用する者を除く。)は、くん 蒸により農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しよう とするときも、同様とする。
 - 一 当該農薬使用者の氏名及び住所
 - 二 当該年度のくん蒸による農薬の使用計画

(航空機を用いた農薬の使用)

- 第四条 農薬使用者は、航空機(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第一項に規定する航空機をいう。)を用いて農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 一 当該農薬使用者の氏名及び住所
 - 二 当該年度の航空機を用いた農薬の使用計画
- 2 前項の農薬使用者は、航空機を用いて農薬を使用しようとする区域(以下「対象区域」という。) において、風速及び風向を観測し、対象区域外に農薬が飛散することを防止するために必要な措 置を講じるよう努めなければならない。

(ゴルフ場における農薬の使用)

- 第五条 農薬使用者は、ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣及び環境大臣に 提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 一 当該農薬使用者の氏名及び住所
 - 二 当該年度のゴルフ場における農薬の使用計画
- 2 前項の農薬使用者は、ゴルフ場の外に農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(住宅地等における農薬の使用)

第六条 農薬使用者は、住宅、学校、保育所、病院、公園その他の人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる施設の敷地及びこれらに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(水田における農薬の使用)

第七条 農薬使用者は、水田において農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止する ために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(被覆を要する農薬の使用)

第八条 農薬使用者は、クロルピクリンを含有する農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(帳簿の記載)

- 第九条 農薬使用者は、農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。
 - 一 農薬を使用した年月日
 - 二農薬を使用した場所
 - 三 農薬を使用した農作物等
 - 四 使用した農薬の種類又は名称
 - 五 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数 附 則 (平成三〇年一一月三〇日農林水産省・環境省令第三号) 抄 (施行期日)
- 第一条 この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年十二月一日)から 施行する。

(農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置)

- 第二条 第一条の規定による改正後の農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第五条第 一項の規定は、平成三十一年度以降に行う同項の規定による農薬使用計画書の提出について適用 する。
- 付録 (第二条関係)

 $Q=Q_0 (A/A_0)$

- Qは、農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される量
- Qoは、規則第十四条第二項第一号に規定する単位面積当たりの使用量の最高限度
- Aは、農薬を使用しようとする農地等の面積
- Aoは、規則第十四条第二項第一号に規定する単位面積